

第1回大洲市子ども・子育て会議 協議内容報告書

1	会議名	大洲市子ども・子育て会議
2	日時	平成26年5月21日(水) 13時30分～15時00分
3	会場	総合福祉センター1階 会議室
4	内容	(1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果について (3) 大洲市子ども・子育て支援事業計画(仮称)の骨子案 (4) その他

協議事項

(1) 子ども・子育て支援新制度について

事務局説明 事務局から、子ども・子育て支援新制度についての説明。

質疑・意見交換

(委員長) 認定子ども園は愛媛県にはあるのか。

(社会福祉課) 県内に16件(幼保連携型10件、幼稚園型1件、保育所型1件、地方裁量型4件)ある。全て私立の子ども園である。今回の制度改正は都市部の待機児童の解消が目的のひとつである。これまでも都市部では認定子ども園設立が行われてきたが愛媛県では、それほど必要性がなかったと推測する。

(委員長) 放課後児童クラブは11か所あるということだが、ない学校はどこか。

(社会福祉課) 各小学校に放課後児童クラブを設置するという計画であったが、学校の統廃合があり、統合校に設置するという事となった。しかし、大和小学校、三善小学校、白滝小学校が統廃合を行わないということになり、この3校については放課後児童クラブが設置されていない。4月現在利用者は192名。河辺小学校には利用児童がいないため休止中である。

(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果について

事務局説明 事務局から、子ども・子育てに関するアンケート調査結果について説明。

質疑・意見交換

(委員長) 現在、幼稚園の開園時間は何時までか。

(教育総務課) 14時まで。スクールバスを利用している園は15時である。

(委員長) アンケート結果を見ていると、幼稚園の時間延長を望む意見があるが、そのことをどう考えているのか。認定子ども園になれば、保育所と同じよう

に 18 時まで子どもを預けることができるようになるのか。認定子ども園はいつ頃開園できるのか。

(教育総務課) 認定子ども園になれば、保育時間は長くなる。開園の時期は、認定子ども園を実施したいという事業者が現れれば早期に実現することも可能である。公立の幼稚園もそうした形態に移行するということを決定すれば実施可能である。今回のアンケート調査、その他市民の意見等を把握し、ニーズに応じた対応をしていきたい。

(委員長) 幼稚園と保育所の費用の違いについての意見も多かったと思うが、なぜ保育所は利用料が高額なのか。

(教育総務課) 保育時間の長短ということもあるが、住民が保育を必要とする場合、市町村は保育を行う義務がある。一方、幼稚園は義務ではない。そうした観点からも元々の料金の設定に差がある。ただ、保育所の利用料についても、第 2 子以降の場合は割引を実施するといった対応を行っている。

(3) 大洲市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の骨子案

事務局説明 事務局から、子ども・子育て支援事業計画（仮称）の骨子案についての説明。

質疑・意見交換

(委員) 第 2 章の 2 地域型保育給付のところ、認可外保育施設はないとなっているが間違いはないのか。

(社会福祉課) この記載は誤りである。実際には悠園・喜多医師会病院院内保育室・キッズステーションひまわりの認可外保育施設がある。

(委員) 第 5 章の 1 量の見込みのところ、1 号認定（3 歳以上の教育）、2 号認定（3 歳以上教育）と 2 号認定（3 歳以上保育）とあるが、この違いは何か。

(社会福祉課) 1 号認定、2 号認定ともに 3～5 歳児を対象とする。1 号認定は短時間保育、2 号認定は長時間の保育であるが、この表のなかでは、2 号認定の子どもを教育的ニーズと保育的ニーズがある場合に区分して記載している。

(委員) この計画の実施はいつからなのか。

(社会福祉課) 本計画は 5 年計画である。ニーズの多い事項から実施していきたいと考えている。

(委員) 計画策定から実施まで時間がかかる印象がある。可能な限り早急に実施して欲しい。

(社会福祉課) 国は新制度実施に対する財源、分配等をはっきりとは示していない。そうした状況ではあるが、できる限り早急に取り組みたいと考えている。

(委員) 幼稚園の開園時間について、時間延長のニーズは高いと感じる。まずは 15 時位までというのが現実的かもしれないが、保育園と同等程度の時間にな

れば嬉しい。

(委員) 17時まで幼稚園に預けることができれば、保護者は働きやすくなると思う。

(委員長) 認定子ども園については、モデルケースを設置して実施するという方法もあると思う。実験的にそれを行うことで、住民に認定子ども園というのはどういうものであるか、またどういったメリットがあるのかを理解してもらいやすくなると思う。

(4) その他

(事務局) 特になし。

(委員長) 閉会とする。